令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6.9.20	R6.10.2	文書記号・番号「29建公管第440号」の文書。およびその文書内に「知事の追悼文を案のとおりとする」と記載があるところ、「案」と称される文書そのものと、その文書を作成するにいたった文書、および関係資料の一切。					1											請求に係る文書は３年保存の文書であり、既に廃棄しているため存在しない。	建設局 公園緑地部 管理課
2	R6.9.20	R6.10.2	文書記号・番号が「28建公管第474号」である文書。またその文書内で「案（１）」および「案（２）」と記載された文書そのものと、関係資料の一切。					1											請求に係る文書は３年保存の文書であり、既に廃棄しているため存在しない。	建設局 公園緑地部 管理課
3	R6.9.20	R6.10.2	文書記号・番号「28建公管第474号」文書に、紙決定理由として「重要施策等で回付時に説明が必要であるため」と記載があるが、そのように判断した理由と経緯が分かる文書と、関係資料の一切。					1											請求に係る文書は３年保存の文書であり、既に廃棄しているため存在しない。	建設局 公園緑地部 管理課
4	R6.9.20	R6.10.2	「『関東大震災並びに都内戦災遭難者秋季慰霊大法要』及び『関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式』への追悼文について」との件名が付された文書。					1											開示請求に係る公文書については、実施機関では現に保有しておらず存在しない。	建設局 公園緑地部 管理課
5	R6.9.20	R6.10.3	平成29年に〇〇という団体が「真実の関東大震災　石原町犠牲者慰霊祭」を行う目的で、東京都に公園地占用許可を求めたすべての文書と、関係資料の一切。および東京都が公園地占用許可を出すにあたって作成したすべての文書と、関係資料の一切。					1											請求に係る文書は５年保存の文書であり、既に廃棄しているため存在しない。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
6	R6.9.23	R6.10.3	2024年９月21日に〇〇のHPに載った「東京都への公開質問状とその回答」について この公開質問状及び東京都の回答内容及び協議状況に関するすべての文書（含む決裁原議）					1											当該公文書は、実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R6.9.24	R6.10.7	東京都設計等委託実績評価型総合評価方式公表事項 委託件名　日比谷公園大音楽堂（６）改築工事基本設計	※	1															建設局 公園緑地部 計画課
8	R6.8.21	R6.10.8	日比谷公園大噴水改修実施設計に関する設計書・契約書・成果品等一式					1											当該公文書は平成30年度に作成された３年保存の公文書であり、既に廃棄しているため存在しない。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
9	R6.9.27	R6.10.10	「擁壁及び電線共同溝設置工事（２二-放23北沢）事前家屋調査報告書」のうち〇〇の部分	35		1					1		1						（第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第７条第４号） 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪予防に支障をきたすおそれがあるため。 （第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第４号） 間取り等が記載されており、公にすることにより、不法侵入や盗難等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第４号） 建物内部の状況等が記載されており、公にすることにより、不法侵入や盗難等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 第二建設事務所 工事第一課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	R6.9.27	R6.10.10	「補助第26号線（豊町）外２路線街路築造工事の施工に伴う工事後家屋調査委託　事後家屋調査報告書」のうち〇〇の部分	105		1					1		1						（第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第４号） サインは、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪予防に支障をきたすおそれがあるため。 （第７条第４号） 間取り等が記載されており、公にすることにより、不法侵入や盗難等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第４号） 建物内部の状況等が記載されており、公にすることにより、不法侵入や盗難等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 第二建設事務所 工事第一課
11	R6.10.1	R6.10.10	川口川河川防災工事のしゅん工図のうち 平面図、縦断図、構造図、横断図（２－１）及び横断図（２－２） （個人情報を除く）	※	1															建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
12	R6.8.21	R6.10.10	日比谷公園有楽門周辺歴史的公園施設等整備保全計画に関する設計書・契約書・写真・報告書等一式					1											当該公文書は平成27年度に作成された３年保存の公文書であり、既に廃棄しているため存在しない。	建設局 東部公園緑地事務所 工事課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
13	R6.10.2	R6.10.15	以下案件の工事請負契約書（正）の表紙 ・擁壁設置工事（４二-補26三宿）（緊急施工） ・車道舗装工事（４二-環５の１神宮前）	2		1							1						（第７条第４号） 受注者の社印の印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪予防に支障をきたすおそれがあるため。	建設局 第二建設事務所 工事第一課
14	R6.8.19	R6.10.16	・西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業　都市計画事業認可申請書類	※	1															建設局 道路建設部 計画課
15	R6.8.22	R6.10.16	・石神井川流出量算定表	1	1															建設局 河川部 計画課
16	R6.8.21	R6.10.16	日比谷公園大噴水改修工事　しゅん功図	※	1															建設局 東部公園緑地事務所 管理課
17	R6.8.21	R6.10.17	日比谷公園大噴水改修工事に関する起案書・契約書・着手から完了までの書類・写真等一式					1											当該公文書は令和元年度に作成されたが、しゅん功図を除いては３年保存の公文書であり、既に廃棄しているため存在しない。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
18	R6.8.21	R6.10.17	①日比谷公園魅力向上業務運営委託（東京セントラルパーク構想）に関する起案書・契約書・着手から完了までの書類・写真・報告書等一式 ②日比谷公園の歴史的評価に関する資料作成委託に関する設計書・契約書・写真・報告書等一式					1											①の公文書は令和２年度に作成された３年保存の公文書、②の公文書は平成27年度に作成された３年保存の公文書であり、いずれの公文書も既に廃棄しているため存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
19	R6.8.21	R6.10.17	・日比谷公園歴史的施設調査・分析委託 委託設計書、委託金額書、委託総括書、種別内訳書、代価明細表、特記仕様書、図面、報告書、委託契約書、委託着手届、代理人、主任技術者及び照査技術者通知書、設計業務計画書、委託完了届、納品書、検査調書 ・日比谷公園樹木診断委託 委託設計書、委託金額書、委託総括書、種別内訳書、代価明細表、委託変更設計書（第１回設計変更）、変更理由書、変更委託総括書、変更種別内訳書、報告書、委託契約書、代理人、主任技術者及び技術者通知書、承諾書、委託完了届、納品書 ・日比谷公園樹木点検委託（４）（単価契約） 委託設計書、委託金額書、推定総金額内訳書、代価明細表、特記仕様書、図面、報告書、単価契約書、委託着手届、代理人及び主任技術者等通知書、委託完了届、検査調書、施行内容確認申請書、納品書	※		1					1	1	1		1				（第７条第６号） 今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 （第７条第４号） 公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。 （第７条第３号） 未公開の企業のメールアドレスは、団体の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第７条第２号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 事業推進課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
20	R6.9.27	R6.10.17	・令和４年度市町村土木補助事業（都市計画道路以外）の現地調査（実地検査）について（５建道建管第320号） ・令和４年度市町村土木補助事業（都市計画道路以外）の現地調査（実地検査）について（送付）（５北北建工一第１号の16） ・検査チェックリスト（契約事務関係） ・検査チェックリスト（工事関係） ・令和４年度市町村土木補助事業完了検査　検査議事録【工事】 ・令和４年度　市町村土木補助事業実地検査議事録（小平市） ・令和４年度市町村土木補助事業実地検査報告書	※	1															建設局 道路建設部 管理課
21	R6.9.29	R6.10.17	・補助金額確定通知書（５建道建管第10号） ・令和４年度市町村土木補助事業（道路）実績報告書（平都道収第237号） ・補助金額確定通知書（５建道建管第750号） ・令和４年度市町村土木補助事業（道路）実績報告書（平都道収第64号） ・補助金額確定通知書（６建道建管第28号） ・令和５年度市町村土木補助事業（道路）実績報告書（平都道収第214号） ・令和５年度市町村土木補助事業（道路）実績報告書（平都道発第79号）	1	1															建設局 道路建設部 管理課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
22	R6.8.19	R6.10.18	・西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業　詳細設計協議書	1		1					1	1			1				（第７条第２号及び第３号） 当該車両が個人保有に係るものである場合は、特定の個人を識別することができるものであるため。 また、法人所有に係るものである場合は、公にすることで、特定日、特定の場所を当該法人の所有する車両が走行していたという内部管理情報が明らかとなり、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため。 （第７条第３号及び第６号） 鉄道業者の内部管理上の情報であり、これを公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、不開示部分を公にすることにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 道路建設部 計画課
23	R6.10.9	R6.10.22	「擁壁及び電線共同溝設置工事（２二-放23北沢）事前家屋調査報告書」のうち〇〇の部分	35		1					1		1						（第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第７条第４号） 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪予防に支障をきたすおそれがあるため。 （第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第４号） 間取り等が記載されており、公にすることにより、不法侵入や盗難等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第４号） 建物内部の状況等が記載されており、公にすることにより、不法侵入や盗難等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 第二建設事務所 工事第一課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
24	R6.10.9	R6.10.22	「補助第26号線（豊町）外２路線街路築造工事の施工に伴う工事後家屋調査委託　事後家屋調査報告書」のうち〇〇の部分	105		1					1		1						（第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第４号） サインは、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪予防に支障をきたすおそれがあるため。 （第７条第４号） 間取り等が記載されており、公にすることにより、不法侵入や盗難等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第４号） 建物内部の状況等が記載されており、公にすることにより、不法侵入や盗難等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 第二建設事務所 工事第一課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
25	R6.9.1	R6.10.29	①2024年「関東大震災101年 朝鮮人犠牲者追悼式典」への追悼の辞を送付されることを要請します（2024年８月１日付け） ②関東大震災時の虐殺事件に関する要請（2024年８月５日付け） ③「関東大震災 朝鮮人虐殺101年 東京同胞追悼会」への東京都知事のご参席を求める要請（2024年８月８日付け） ④「関東大震災 朝鮮人虐殺101年 東京同胞追悼会」への東京都知事のご参席を求める要請（2024年８月８日付け） ⑤「関東大震災における朝鮮人虐殺」についての要望書（2024年８月21日付け） ⑥朝鮮人虐殺の事実認定と真相調査の実施及び朝鮮人差別政策の是正に関する要請書（2024年８月28日付け） ⑦関東大震災101年　朝鮮人・中国人犠牲者への追悼メッセージを今年こそ送られることを強く求めます（2024年８月28日付け） ⑧「関東大震災　朝鮮人犠牲者追悼式典」への追悼文送付に関する要望書（2024年８月28日付け） ⑨小池百合子知事が8年連続、関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への追悼文を送付しないことに厳しく抗議し、送付再開を求める要請（2024年８月29日付け） ⑩関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への都知事追悼文の復活を強く求める要請（2024年８月29日付け）	※		1					1	1	1						（第７条第４号） 印影は、公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。 （第７条第２号） 個人名及び代表連絡先は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第３号） 要望書等を公表していない団体及びその賛同団体の団体名、住所、メールアドレス、FAX番号、担当者氏名、要望内容の一部は法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 また、未公表のFAX番号は、団体の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	建設局 公園緑地部 管理課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
26	R6.10.22	R6.10.31	○○と都道の土地境界確定に係る、○○との土地境界確認書及び境界点写真	2		1						1	1						（第７条第３号） 未公表のFAX番号は、事業を営む個人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより当該事業を営む個人の事業運営上の地位が損なわれるとみとめられるため。 （第７条第４号） 個人等の印影は、偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。	建設局 第一建設事務所 管理課
27	R6.9.6	R6.10.31	（１）東京都が○○と以下の日にちに行った打合せメモ ・令和６年４月９日 ・令和６年７月16日 ・令和６年８月７日 ・令和６年８月23日 ・令和６年８月30日 （２）東京都が○○と以下の日にちに行った打合せメモ ・令和６年８月９日 ・令和６年８月27日	※		1					1	1			1				（第７条第２号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第７条第３号） 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （第７条第６号） 許可申請者との事前調整にあたるものであり、公にすることにより、許可申請者との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、許可手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
28	R6.9.12	R6.10.31	東京都が○○と以下の日にちに行った打合せメモ ・令和６年４月９日 ・令和６年７月16日 ・令和６年８月７日 ・令和６年８月23日 ・令和６年８月30日	7		1					1	1			1				（第７条第２号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第７条第３号） 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （第７条第６号） 許可申請者との事前調整にあたるものであり、公にすることにより、許可申請者との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、許可手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

令和6年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
29	R6.9.2	R6.10.31	東京都が〇〇と以下の日にちに行った打合せメモ ・令和６年４月９日 ・令和６年７月16日 ・令和６年８月７日 ・令和６年８月23日 ・令和６年８月30日	7		1					1	1			1				（第７条第２号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第７条第３号） 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （第７条第６号） 許可申請者との事前調整にあたるものであり、公にすることにより、許可申請者との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、許可手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」を記入しています。
＜（根拠規定）条例７条＞
・一部開示及び不開示について、条例７条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「１」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。